

社会福祉法人 今山会 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5年 4月 1日～令和 7年 3月31日までの 2年間

2. 内容

目標1：年次有給休暇の時期指定義務の周知徹底

<対策>

- 令和 5年 3月～ 社内連絡簿にて年次有給休暇の時期指定義務に関する案内をし職員へ周知を行う
- 令和 5年 4月～ 年次有給休暇の取得状況を調査し、対象の職員をピックアップする
- 令和 5年 5月～ 職員に取得時期の希望を聴取し調整後、取得していく

目標2：所定時間外労働を減らすため、ノー残業デイを実施する。

<対策>

- 令和 5年 3月～ 社内検討委員会にて実施についての検討開始
- 令和 5年 4月～ 社内連絡簿にてノー残業デイ実施の連絡
- 令和 5年 5月～ ノー残業デイの実施